

○越谷市広告掲載に関する要綱

平成 1 8 年 8 月 3 0 日

告 示 第 2 4 3 号

改正 平成23年3月31日告示第124号 平成23年12月1日告示第369号

平成28年3月10日告示第91号 平成29年1月26日告示第27号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の所有する資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 越谷市ホームページ
- (2) 広報こしがやお知らせ版
- (3) 広報こしがや季刊版
- (4) こしがや案内図
- (5) その他市長が別に定めるもの

(掲載できない広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの

- (6) 貸金業、投機的商品及び出資金に関するもの
- (7) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (8) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (9) 個人の宣伝に関するもの
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告掲載の順位は、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込みが募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、越谷市ホームページ及び広報こしがやにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、越谷市広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、越谷市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を越谷市広告掲載に関する決定通知書（第2号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

(審査委員会)

第9条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市長公室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市長公室、行財政部、総務部、市民協働部、福祉部、環境経済部、建設部、都市整備部及び教育総務部（以下この項において「部等」という。）の副部長の職にある者（副部長が配置されていない場合にあっては副部長に相当する職にある者のうちから部等の室長又は部長が指名する者とし、副部長に相当する職も配置されていない場合にあっては部等における総務担当課の課長の職にある者とする。）をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 市長は、広告主としてふさわしくないと認めるとき又は市の行政運営上必要があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料の還付については、市長が別に定める。

(広告掲載の辞退)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退しようとするときは、書面により市長に届け出なければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容について、一切の責任を負わなければな

らない。

(広告取扱事業者による広告掲載に関する業務の実施)

第 1 4 条の 2 市長は、広告掲載を効果的に実施できると認める場合は、別に定めるところにより、広告取扱事業者（市と広告掲載に関する契約を締結した者をいう。）に広告掲載に関する業務を行わせることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年告示第 1 2 4 号）

この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年告示第 3 6 9 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年告示第 9 1 号）

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年告示第 2 7 号）

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

越谷市広告掲載申込書

年 月 日

越谷市長 宛

住所
企業等名称
代表者役職・氏名 印

越谷市広告掲載に関する要綱第7条の規定により、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。なお、申込みにあたっては、越谷市広告掲載に関する要綱及び広告掲載基準の内容を遵守します。

記

- 1 広告掲載媒体の種類
☐越谷市ホームページ ☐広報こしがやお知らせ版 ☐広報こしがや季刊版
☐こしがや案内図 ☐その他（ ）
- 2 掲載希望期間
☐越谷市ホームページ 年 月 日から カ月
☐広報こしがやお知らせ版 年 月号から カ月
☐広報こしがや季刊版 年 月発行 春・夏・秋・冬号
☐その他（ ）
- 3 掲載希望の場所・規格（サイズ）
☐越谷市ホームページ
☐トップページ
☐第2階層ページ（ ）
☐第3階層ページ（ ）
☐広報こしがやお知らせ版 ☐1段（☐1／3 ☐2／3 ☐3／3）
☐2段（☐1／3 ☐2／3 ☐3／3）
☐3段（☐1／3 ☐2／3 ☐3／3）
☐広報こしがや季刊版 ☐1号 ☐2号
☐こしがや案内図（ 号）
☐その他（ ）

〈連絡先等〉

担当者部署・氏名
電話番号 FAX
E-mail
ホームページURL

第2号様式（第8条関係）

越谷市広告掲載に関する決定通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市広告掲載に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 広告掲載の可否

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について次のとおり決定しました。

☐掲載決定

☐掲載不可

掲載不可の理由 ☐広告枠が空いていない（掲載期間の変更が必要）

☐越谷市広告掲載に関する要綱第3条に抵触する
おそれがあるため

☐その他（ ）

2 広告掲載媒体の種類

☐越谷市ホームページ ☐広報こしがやお知らせ版 ☐広報こしがや季刊版

☐こしがや案内図 ☐その他（ ）

3 掲載期間

☐越谷市ホームページ 年 月 日～ 年 月 日（ カ月）

☐広報こしがやお知らせ版 年 月号～ 年 月号（ 号）

☐広報こしがや季刊版 年 月発行 号

☐こしがや案内図（ 年版）

☐その他（ ）

4 掲載場所・規格（サイズ）

☐越谷市ホームページ

☐トップページ

☐第2階層ページ（ ）

☐第3階層ページ（ ）

☐広報こしがやお知らせ版（ 段 / ）

☐広報こしがや季刊版（☐1号 ☐2号）

☐こしがや案内図（ 号）

☐その他（ ）

5 掲載料の納付期限

別途、納入通知書を発行しますので、納入通知書に記載されている期限内に納付をお願いします。